住所　東京都府中市宮町１丁目33番地９
金亨洙　昭和53年２月４日生
住所　山口市矢原町６番18―202号
朴**博**美　昭和56年８月11日生
住所　岡山県津山市川崎197番地
崔守男　昭和45年４月17日生
住所　岡山県津山市吹屋町21番地
崔守広　昭和46年６月４日生
住所　岡山県真庭市久世2138番地
崔夏恵　昭和50年６月15日生
住所　福井市大東３丁目５番22号
卞章　昭和37年３月12日生
尹聖順　昭和39年９月18日生
卞**莉**紗　平成９年９月27日生
卞**茜**子　平成14年10月20日生
卞万葉　平成19年４月４日生
住所　福岡県福津市桜川21番６号
大山炳道　昭和46年８月４日生
住所　福岡県筑紫郡那珂川町道善３丁目54番地
梁美和　昭和53年５月４日生
住所　北九州市八幡東区春の町３丁目10番17―312号
梁英美　昭和56年８月26日生
住所　東京都台東区東上野１丁目18番３号
金勝浩　昭和50年４月18日生
住所　さいたま市桜区栄和２丁目10番13号
李濟旭　昭和53年２月10日生
住所　岐阜県本巣郡北方町天狗堂２丁目41番地
李淑妃　昭和55年11月４日生
住所　岐阜市雲雀町１丁目６番地
李楠紀　昭和54年４月22日生
住所　横浜市鶴見区市場大和町２番23号
諸葛將樹　昭和51年７月20日生
住所　川崎市川崎区藤崎３丁目９番１―501号
李裕姫　昭和57年７月２日生
住所　神奈川県秦野市渋沢1428番地５
姜珠理　昭和50年１月29日生
姜総一郎　昭和52年11月10日生
住所　東京都江東区新大橋１丁目６番２―301号
文明淑　昭和45年10月９日生
住所　東京都江東区木場２丁目20番10号
鄭種元　昭和54年９月23日生
住所　東京都中野区南台３丁目22番１―910号
金美希　昭和45年８月13日生
住所　東京都三鷹市井口４丁目５番35―507号
李始恩　昭和45年１月31日生
李**成**宇　平成７年４月21日生
李健宇　平成９年10月28日生
住所　東京都国分寺市本町２丁目９番12号
金麗美　昭和50年３月６日生
住所　東京都国分寺市本町２丁目９番12号
金榮治　昭和52年９月８日生
住所　東京都国分寺市本町２丁目９番12号
金真美　昭和56年10月22日生
住所　富山県滑川市上小泉2617番地３
金光　昭和59年２月17日生
住所　滋賀県湖南市菩提寺1492番地222
金洙永　昭和31年12月２日生
住所　滋賀県大津市真野５丁目31番３号
崔煥扶　昭和53年５月20日生
住所　東京都江東区森下２丁目16番10―601号
馮偉中　昭和34年１月７日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目22番７号
米澤眞須美　昭和39年７月28日生
住所　大阪市旭区新森３丁目８番７号
申榮子　昭和42年11月８日生
住所　大阪市北区中崎１丁目10番12―1201号
鄭和枝　昭和44年12月２日生
住所　大阪市生野区小路東６丁目10番５―202号
鄭浩一　昭和46年７月４日生
住所　大阪市北区長柄東２丁目４番１―1102号
金伸行　昭和45年９月21日生
住所　大阪府豊中市桜の町２丁目６番27号
康峯健　昭和45年11月13日生
住所　大阪府大東市三住町６番５号
秦明子　昭和34年10月10日生
住所　大阪市生野区勝山北５丁目３番23号
金仁美　昭和58年11月２日生

○外務省告示第三百一号

平成二十二年六月九日にビサウで、トンバリ半零細漁業施設建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニアビサウ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年六月二十一日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　トンバリ州零細漁業施設建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億五千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　齊藤隆志在ギニアビサウ大使
ギニアビサウ側　アデリノ・マノ・ケタ外務・国際協力・共同体大臣

○外務省告示第三百二号

一　大韓民国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の批准書及び次に掲げる諸文書の承認書を平成二十二年一月二十二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。
㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書
㈡　万国郵便条約
㈢　郵便送金業務に関する約定
よって、これらの文書は、寄託の日に大韓民国について効力を生じた。
二　コートジボワール共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「郵便送金業務に関する約定」の加入書を平成二十二年一月二十二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。よって、同約定は、寄託の日にコートジボワール共和国について効力を生じた。
三　イタリア共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十二年四月二十日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。
㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書
㈡　万国郵便条約
㈢　郵便送金業務に関する約定
㈣　郵便送金業務に関する約定
よって、これらの文書は、寄託の日にイタリア共和国について効力を生じた。
四　スイス連邦政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十二年三月三十一日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。
㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書
㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書
㈢　万国郵便条約
㈣　郵便送金業務に関する約定
よって、これらの文書は、寄託の日にスイス連邦について効力を生じた。
五　シリア・アラブ共和国政府は、平成十六年十月五日にブカレストで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十二年三月五日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。
㈠　万国郵便連合憲章の第七追加議定書
㈡　万国郵便連合一般規則
㈢　万国郵便条約
㈣　郵便送金業務に関する約定
よって、これらの文書は、寄託の日にシリア・アラブ共和国について効力を生じた。
六　ベトナム社会主義共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の承認書を平成二十二年三月三十一日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。
㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書
㈡　万国郵便条約
㈢　郵便送金業務に関する約定
よって、これらの文書は、寄託の日にベトナム社会主義共和国について効力を生じた。
（平成二十二年五月十九日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十二年六月二十一日

外務大臣　岡田　克也